

平成28年度 事業計画書

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

公益財団法人全日本柔道連盟

I. 概要

本連盟の一連の改革は、これまで内閣府公益認定等委員会からも高い評価を得るところまで至っているが、日本柔道界を再建し、国民の期待と信頼に真に応えられるようになるための課題は山積している。本年度も引き続き、8月のリオ・デ・ジャネイロオリンピック、そして次に続く東京オリンピックを目指した「競技面の強化」と、嘉納治五郎師範が終生取り組んだ、柔道を通じた「人づくり面の強化」の2つの課題に取り組んでいく。

競技面での強化では、アスリートファーストを強化の基本に据え、関係者が一丸となって一層の精進に努めることにより国民の期待に応えていかなければならない。

人づくり面の強化では、MIND活動を通じて、礼節を重んじた、柔道を通じた人づくりの啓発を今後とも全国レベルで粘り強く実施していく。

また、全国少年柔道協議会（少柔協）の活動及び学生ボランティア海外派遣事業を強力に推進する。

少柔協の活動では、少年柔道教室を全国展開するなど種々の振興方策を講じて、少年柔道人口の減少に歯止めをかけ、町道場のより活性化を図る。

学生ボランティア海外派遣事業では、草の根レベルでの柔道の技術指導と日本文化の普及を通じて国際親善を図り、併せて、物資面の支援として、海外へリサイクル柔道衣・畳を提供していく。

重大事故防止では、指導者は勿論のこと、競技者、保護者を含め関係者全員が更に踏み込んだ対策に取り組み、重大事故ゼロを達成すべく施策の徹底を図る。

さらに、女子柔道振興特別委員会の活動を通じて、女子柔道人口の拡大、女性指導者が活躍する場の創出、女性幹部の登用等、女子柔道そして日本の女子スポーツの一層の発展を目指していく。

各専門委員会及び特別委員会等における事業計画の概要は以下のとおりである。

1. 総務関係事業

- (1) 地域における中高生柔道の実態を把握するとともに、中高生の柔道競技人口の減少に歯止めをかけるための施策を検討、展開することにより、延いては柔道界の競技口の増加、発展を図る。
- (2) 基盤となる会員登録制度による会費収入の安定と賛助会員制度を推進し財政基盤の強化を図る。予算執行においては、公益財団法人としての的確・適正な経理処理を行い、財務管理を行う。
- (3) 登録会員の現状を世代別に精査し、登録会員拡大に向けた施策を検討する。また、登録手続きオンライン化の精査を行い更なる改善を検討する。

2. 大会事業関係事業

- (1) グランドスラム東京、日本ベテランズ国際大会の他、本連盟が主催、主管する国内大会においては、本委員会の委員が中心となって運営に当たり、全国各地で開催する大会には委員を派遣し、「全柔連大会運営規程」を基にした運営指導を行い、スムーズ

な大会運営を行うだけでなく、大会運営基準の全国統一化を推し進める。

- (2) 平成29年度以降の全国大会の日程及び会場の調整を行うと共に、参加資格・競技規則などの整備を行う。

3. 広報関係事業

- (1) 2020東京オリンピックに向けて、全柔連の中長期広報戦略について検討する。
- ア 他競技団体や広報専門家へのヒアリングからスタートする。
- (2) 以下について、他委員会とも協力して、ウェブサイト（ホームページ）とSNS（フェイスブック等）のすみわけを図りつつ、より早く、より深い情報発信を行う。
- ア 柔道の普及・発展に資するもの。
 - イ 国内外主要大会の迅速な報告及び各専門委員会の活動報告。
 - ウ その他、必要事項。
- (3) 加えて、下記の活動を行う。
- ア 広報誌「まいんど」は、内容の充実や読み易さの追求等に一層努める。
 - イ 「2017年全柔連カレンダー」を作成し、各地域での普及・振興を図る。
 - ウ 「柔道フェスタ」は、少柔協の「柔道教室」との違い（現役メダリストの参加等）を意識しつつ、引き続き柔道人口の底辺拡大のために開催を継続する。

4. 教育普及関係事業

柔道の指導の在り方、普及の現状などについて協議検討し共通理解を深めるとともに、柔道教室・指導者講習会を開催し、小・中学生、高校生への技術指導に加え指導者、保護者等へ安全な指導、体調管理などについての講習を行う。

日本武道協会との共催事業である地域社会柔道指導者研修会及び地方青少年柔道錬成大会、全国少年競技者育成事業等への講師派遣を行う。

また、柔道教室等への派遣講師研修会を実施し、これらを通して柔道の普及振興を図るとともに青少年の健全育成及び指導者の資質向上に努める。

さらに障害のある方々の柔道についての現状調査・支援を行う。また、中学校柔道への支援、キッズ柔道への視察・支援を行い、次世代を担う子供たちに対し、柔道のすばらしさ、柔道の精神を伝えていくため、柔道教室の充実、DVD「柔道は人間教育 大人も子供も修行中」の活用、子供たちが安全に柔道を行うための指導教本の作成、柔道に関するアンケート結果の活用、海外の柔道教育現場の実態調査を行い、今後の日本柔道の普及・発展に繋げていく。

5. 審判関係事業

- (1) Aライセンス審判員研修会をはじめとする12の講習会を開催し、Aライセンス審判員だけでなくB・Cライセンスも含めた審判員の技能向上に努めていく。さらにSライセンス審判員審査、Aライセンス審判員試験及び顧問審判員の審査を行ない、審判員の拡充を図る。また、Sライセンスをはじめとする上級審判員に対し強化研修会を行い、技能向上はもちろんのこと、見解の統一を図っていく。

- (2) 8月のリオデジャネイロオリンピック後に国際柔道連盟試合審判規定が改正されることが予想される。改正内容が公開され次第、内容の和訳、解説資料の配布、HPでの公開等、迅速に対応していく。また、1審制の導入を希望する団体に対する機材や運用方法（ケアシステム）の情報提供を行う。
- (3) I J F主催大会をはじめとする各種国際大会へ審判員を派遣し、国際大会で活躍できる審判員を養成すると共に、I J F審判員試験に受験者を派遣し、国際審判員を充実させる。
- (4) 審判委員規定に基づいて審判委員を配置すると共に、主要大会ではケアシステムを活用しながら、審判の精度を高め、大会の充実を図る。
- (5) 国際柔道連盟試合審判規定の改正はもちろんのこと、解釈についても、I J Fから情報が発信され次第、講習会や研修会をはじめ、DVDの製作等順次対応し、全国の審判員に周知していく。また、審判員の所作についても映像資料を用いて統一を図っていく。

6. 強化関係事業

- (1) 本年度はリオデジャネイロオリンピックの年であり、強化の最終追い込みの年度となる。8月にリオデジャネイロにおいて開催される4年に1度のオリンピック競技大会を最大の目標として選手強化に取り組んでいく。
- (2) 男女ともに以前とは異なり全階級において世界1を目指せる陣容となった。この強化の方針を継続しつつオリンピックを目指して少数に絞った国際大会派遣や国内での全体合宿だけではなく階級や個人に焦点を当てた分散合宿等も実施していく。
- (3) ジュニア・カデ層の選手育成としては、2020年東京オリンピックを見据えた効果的な国際大会派遣、国内外での合宿を充実させる。本年度はリオオリンピックが開催されるために、世界ジュニア選手権大会、世界カデ選手権大会は開催されない。この機会に試合とは別に海外での強化合宿あるいは国際交流を積極的に実施し、次世代を狙える選手に世界の実情を肌で感じてさせ2020年に向けた若手有望選手のパスウェイを具体化させていく。
- (4) 2020年そしてそれ以降の強化を目的とした事業としては、従来通り全柔連強化選手と都道府県推薦選手の合同練習による相乗効果を見込んだジュニアブロック合宿を中学・高校生を対象に全国5か所で開催する。また、一貫指導システムの構築を目指した全国少年競技者育成事業を充実させ全国10地区を中心としてタレント発掘、教育・育成・強化を推進していく。なお、特に若年層の育成・強化においては、発育発達そして教育的観点から学業との両立を十分に配慮していく。
- (5) 科学研究事業においては、映像分析活動をはじめ、情報、医・科学の面から選手をサポートするため、JSCマルチサポート事業スタッフやJISSの協力を得ながら、各種研究・事業を実施する。国際競争に勝利するためにもインフォメーションからインテリジェンスへの情報作成を加速させる。
- (6) 柔道MINDプロジェクトへの取り組みとしては、強さだけではなく、品格・品性を持った柔道家を目指し「最強かつ最高の全日本強化」を目標とした選手の育成に誠

心誠意、実直に取り組んでいく。強化の場だけではなく、常日頃の言語・行動においてもMIND活動を徹底させる。

7. 国際関係事業

主要な国際大会や国内で開催する国際大会、また海外柔道連盟との受入・派遣事業を通じて、国際柔道連盟（IJF）やアジア柔道連盟（JUA）、東アジア柔道連盟（EAJF）および各国連盟等との連携を深め、良好な関係を構築していくとともに、情報収集や意見交換等の外交を行っていく。国際舞台における日本の立場がより強固なものになるよう活動していく。

8. 医科学関係事業

(1) 医科学委員会では柔道の安全面からケガの防止、とくに重度外傷である頭部外傷、頸部外傷の発生のメカニズムの研究と防止対策、柔道指導者、柔道教育現場指導者、担当教員、柔道選手、生徒等に対する安全啓発活動を行う。

また皮膚真菌症の予防に関しても、継続して研究・啓発を行う。

(2) 国際大会・合宿へのチームドクターの派遣をサポートし、充実した選手の健康管理、傷害予防、アンチ・ドーピングの啓発等に努め、選手が最高のコンディションで試合に臨めるようサポートする。

(3) 例年同様に国内大会における救護ドクターの配置により、医科学的側面からの安全性の確保に努める。安全面において、大会にドクターを配置することは社会的要求でもあり、これに応えるため、地方における試合で参加できるスポーツドクターの確保を行う。

9. アスリート関係事業

(1) 連盟運営に選手の意見を反映させることを目的に、強化（男女）・視覚障害柔道・形競技の各強化選手によるミーティング・意見交換を実施し、選手の意見や提案の吸い上げを行う。

(2) 全国規模の柔道大会において柔道の魅力を高めるPR活動を行う。また、2020 Tokyoプロジェクトとして4年後に向けて柔道の価値を高める活動を行う。

(3) 平成28年度で委員会委員の任期満了となるに当たって、平成29-30年度のアスリート委員会委員の選考を行う。

10. コンプライアンス関係事業

本連盟を構成する全ての柔道人が、法令や規程・規則遵守の枠に満足することなく、さらに高い倫理観と見識をもって行動すべく、その推進のための様々な施策を策定し、コンプライアンスの意識向上と違反防止のための研修・教育を実施していく。

11. 指導者養成関係事業

- (1) 柔道指導者のさらなる資質向上と正しい普及発展を目的として、平成20年に指導者養成プロジェクトが発足。日本柔道の将来を見据え、指導者の指導力向上を図り、社会的な信頼度を高め、地位を確保する事を目的に、平成25年度より「公認柔道指導者資格制度」を導入した。
- (2) 例年都道府県にてC指導員養成講習会を開催しているが、前年度からは都道府県にてB指導員養成講習会の開催もスタートした。講習内容の再確認および安全指導の徹底、各都道府県のBおよびC指導員養成講習会の講師を対象にした、「全国BおよびC指導員講師研修会」を、味の素ナショナルトレーニングセンターおよび国立スポーツ科学センターにて2回開催する。
- (3) 指導者に求められる責務と役割が大きく変化している現状を踏まえ、社会と現場のニーズを考慮したより良い指導者資格制度の構築について、引き続き検討する。
- (4) 天理大学にて行われる日仏指導者研修会（4月下旬）において、奈良県柔道連盟と連携して指導員養成講習会を開催し、指導者養成事業を通じた国際交流を推進する
- (5) 中学校武道必修化対策WGとして、日本武道館との共催である「全国柔道（教科）指導者研修会」や「授業指導法研究事業」を実施し、保健体育科教員の授業力向上に努める。
また、スポーツ庁委託事業「武道等指導充実・資質向上支援事業」において、授業協力者の養成及び派遣事業、柔道を専門としない体育教員向け講習会等の支援を都道府県柔道連盟（協会）ならびに教育委員会と連携を図りながら進めていく。
- (6) 安全指導WGは、重大事故委員会と連携し、諸事業を展開する。（全国安全指導担当者協議会と連携し、安全指導の徹底を図る。）また、安全を考慮した指導法の研究を行う。

12. 重大事故総合対策関係事業

柔道重大事故を0にするための教養資料を作成し、指導者等に安全指導を周知徹底させるための方策を検討する。不幸にも事故が発生した場合は、事故調査、再発防止策を検討、発信する。その他指導者損害賠償保険オンラインシステムの円滑な推進を図る。

13. 形競技関係事業

(1) 審査部会

国外的には、IJF形委員会と大会運営や形の規程等について協議を重ね、形の普及並びに発展に寄与していく。国際形大会に、役員や審査員を派遣し、現場での議論ならびに情報収集等を行っていく。

国内的には、国内の形審査員試験並びに審査員研修会を充実させ、よりレベルの高い審査員の育成と増員に取り組む。

(2) 強化普及部会

世界での形のレベルが益々上がる中、世界形選手権大会とアジア形選手権大会で全種目制覇できるように、代表組に対して万全の準備と強化を行う。また、今年度はじ

めて形を導入する東アジア選手権大会に向け、同様の準備と強化を行う。

また、各形におけるレベルの底上げが重要であり、強化A組、B組及び指定組の選手に対し、強化合宿等を行い、将来へ向けて強化をしていく。

14. 総合国際対策関係事業

継続的な渉外活動の成果が実り、平成27年8月21日にカザフスタン・アスタナにて行われた国際柔道連盟（IJF）総会において、山下泰裕副会長がIJFディベロップメント理事に就任し、約2年ぶりに本連盟代表のIJF理事ポストを獲得した。

アジア柔道連盟（JUA）においても、川口孝夫理事が、昨年5月にクウェートで行われたJUA総会において再選を果たし、平成31年5月までの任期をJUAJ審判理事として務めることとなった。

本連盟がIJF、JUAにおける理事ポストを確保することは、柔道界全体に向け意見を発信する為だけでなく、柔道の正しい発展、ひいては日本柔道の隆盛にも寄与するものとする。また、世界中から様々な情報を正確に、また迅速に収集することは、2016リオデジャネイロオリンピックにおける活躍、さらに2020東京オリンピック柔道競技の成功に向けても非常に重要である。

15. 柔道MINDプロジェクト関係事業

礼節を重んじ、品格のある柔道家を目指す「柔道MIND」の活動について、各専門委員会および加盟団体と協力しながら、都道府県柔道連盟の参考になるような施策を策定し、啓発活動を行う。

16. 視柔連連携関係事業

全日本柔道連盟の資源を活用し、2016年リオ・パラリンピック、2020年東京パラリンピックを視野に視覚障害者柔道の強化、振興を図る。

17. 女子柔道振興関係事業

日本女子柔道が当面する様々な課題、すなわち女子柔道人口の拡大、女子柔道選手の育成、女子柔道指導者が活躍する場の創出、女性幹部を登用するなどの人事面の改革等に取り組み、女子柔道をより活性化する方策を推進することにより、日本柔道界全体の発展、延いては日本の女子スポーツの発展に寄与することを目的として事業を展開する。

18. 全国少年柔道（少柔協）関係事業

少柔協は、平成27年7月3日の実質的な発足以来、全国で20ヶ所の「少年柔道教室」の開催を助成した。発足2年目の平成28年度は、全国47都道府県での開催計画を助成し、日本柔道の基盤である少年柔道の普及と定着率の更なる向上・振興を目指す。

また、少柔協の核となる実行部隊の「中央委員会」内に3つのワーキンググループ会議（①柔道教室WG、②指導充実WG、③試合のあり方WG）を設置し、全国各地での少年（小学生および未就学児）柔道の取り組み策を支援する